

東京都市計画地区計画の変更（世田谷区決定）  
 都市計画尾山台三丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称		尾山台三丁目地区地区計画	
位 置		世田谷区尾山台三丁目及び等々力五丁目各地内	
面 積		約 1. 2 h a	
区 域 保 の 全 整 に 備 関 ・ す 開 る 発 方 及 針	地区計画の目標	本地区は、尾山台駅東の商店街の活性化を図り、後背地の良好な住宅街と調和した街並の形成を図るものとする。	
	土地利用の方針	周辺地域と調和のとれた良好な商店街の形成を図る。	
	地区施設の整備の方針	1 商業施設の共同化の機会をとらえて、適宜、ポケットパーク、小緑地等の整備を図る。 2 地区の良好な商業環境の形成に必要な道路を整備する。	
	建築物等の整備の方針	本地区では、良好な商店街の形成及び歩行者空間の確保を図るため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限を行う。	
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限 ※	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築基準法（昭和25年法律第 201号。以下「法」という。）別表第二（に）項第 4 号に規定するホテル又は旅館 2 法別表第二（ほ）項第 2 号に規定するマージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 計画図に示す道路に面する建築物の 1 階部分の用途が店舗、事務所その他これらに類するもの以外のもの 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第 2 条第 6 項第 4 号に該当する営業の用に供するもの
		壁面の位置の制限	計画図に示す壁面の位置を越えて、建築してはならない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の外壁、屋根等の形状及び色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いたものとする。

「区域、壁面の位置、建築物等の用途の制限をする道路は計画図表示のとおり」

※は知事承認事項

理由：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正に伴い表記上の整合を図るため、地区計画を変更する。

変更概要

尾山台三丁目地区地区計画					
事項		旧	新	摘要	
地区整備計画	建築する等に項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項第3号に該当する営業の用に供するもの</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に該当する営業の用に供するもの</p>	風営法改正に伴う変更